

新ひだか町津波避難計画

平成 25 年 1 月

目 次

第1章	総則	1
1	目的	1
2	計画の修正	1
3	用語の意義	1
第2章	避難計画	1
1	津波浸水想定区域の想定	2
2	津波到達予想時間の設定	2
3	避難対象地域の指定	2
4	避難目標地点及び避難路の設定等	2～7
第3章	初動体制	8
1	災害応急体制	8
(1)	配備基準	8
(2)	連絡・参集体制	8
2	津波情報等の収集・伝達	8～9
(1)	津波情報等の収集	8
(2)	津波情報等の伝達	9
第4章	避難指示の発令	9
1	発令基準	9～10
2	発令者・発令時期	10
3	伝達方法	10
第5章	津波対策の教育・啓発	10
1	職員に対する教育	10
2	住民等に対する教育と啓発	11
3	児童、生徒等に対する教育	11
4	防災上重要な施設の管理者に対する教育	11
5	自動車運転者に対する教育・広報	11
6	自主防災組織の育成	11
第6章	津波避難訓練の実施	11
1	避難訓練の実施	11
2	避難訓練の内容	11～12
第7章	積雪・寒冷地対策	12
1	関係機関との連携	12
2	気象情報の収集	12
3	冬期道路交通の確保	12
4	避難環境の確保	13
5	緊急通信ネットワークの確保	13
6	雪崩対策	13
7	救助・救出体制の強化	13

第8章	その他の留意点	13
1	観光客等の避難対策	13
2	災害時要支援者の避難対策	13

【策定】平成25年 1月

【修正】平成31年 3月

【修正】令和 元年12月

【修正】令和 3年10月

【修正】令和 6年 2月

第1章 総則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合または発生するおそれがある場合の津波災害に対し、「住民の命を守る」ことを最優先とした、ソフト面の対策を充実させるため、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画について、修正の必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予想される陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、新ひだか町が指定するものをいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、生命の安全を確保するための、津波浸水想定区域外の地点をいう。

(4) 避難路

避難するための経路で、新ひだか町が指定するものをいう。

(5) 一時避難場所

津波の危険から避難するために、津波浸水想定区域外に、新ひだか町が指定する一時的な避難場所をいう。

(6) 避難困難地域

津波の到達予想時間までに津波浸水想定区域外まで避難することが困難な地域をいう。

(7) 緊急避難施設

津波浸水想定区域外に逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、新ひだか町が指定するものをいう。

第2章 避難計画

この避難計画は北海道が令和3年7月に設定・公表した、北海道太平洋沿岸（日本海溝・千島海溝沿い）で発生する地震における津波を対象とした津波浸水予測図の結果及びシミュレートされた各データを想定し計画する。

(※は北海道から示されたもの)

1 ※津波浸水想定区域の想定 【資料1：津波浸水想定区域】

地区	世帯数	人口(人)	町名(全部又は一部)
静内	6,444	11,215	・静内春立・東静内・静内川合・静内浦和・静内真歌・静内入船町・静内古川町・静内海岸町1丁目 ・静内木場町・静内駒場・静内東別・静内本町 ・静内青柳町・静内緑町・静内神森・静内吉野町 ・静内御幸町・静内旭町・静内中野町1丁目 ・静内ときわ町・静内こうせい町・静内山手町 ・静内末広町・静内高砂町1丁目
三石	896	1,717	・三石鳧舞・三石東蓬萊・三石旭町・三石本町 ・三石港町・三石越海町・三石西端・三石美野和 ・三石西蓬萊
合計	7,340	12,932	

2 ※津波到達予想時間の設定

代表地点名	最大津波高(m)	津波第1波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
三石海浜公園	10.5	25	9
鳧舞漁港	9.8	24	9
三石川河口	8.6	24	12
春立	8.0	24	10
東静内	11.1	27	13
静内川河口	7.7	28	10

《最大津波高》津波襲来時の海岸線での最大津波の高さ

《津波第1波到達時間》海岸線において第1波の最大到達高さが生じるまでの時間

《津波影響開始時間》地震発生直後の海面(初期水位)に±20cmの変動が生じるまでの時間。海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれがある水位変化が生じるまでの時間。

3 避難対象地域の指定

避難対象地域は、津波浸水想定区域とする。

4 避難目標地点及び避難路の設定等

避難対象地域の避難目標地点(一時避難場所を含む)、避難路、避難困難地域、緊急避難施設等は、次のとおりとする。

避難対象地域	避難目標地点 (一時避難場所)	避難路 【資料2】	避難困難地域	緊急避難施設 【資料3】
静内東別 42世帯 116人	静内東別奥【三石西端】	道道西端・春立線 (幅員9.3m)	—	—
静内春立 138世帯 258人	(元漁神社高台) (田海商店裏高台) (村田孝和宅裏高台) (壁岸宅裏高台) (武隈宅裏高台) (田中宅裏高台) (トウショウ牧場向い高台) 壁岸文雄宅向い高台 静内東別奥【三石西端】	道道西端・春立線 (幅員9.3m)	—	—
東静内 266世帯 488人	(金比羅神社裏高台) (乳呑神社高台) 東静内共同墓地 静内川合奥 野坂牧場奥	道道西川・東静内停車場線 (幅員9.6m)	—	—
静内川合 1世帯 2人	静内川合奥	道道西川・東静内停車場線 (幅員9.6m)	—	—
静内浦和 146世帯 174人	東静内共同墓地 有勢内生活館横高台 静内浦和奥 静内温泉奥	浦和本線 (幅員11.5m) 静内温泉線 (幅員10.5m)	—	—
静内真歌 3世帯 7人	静内真歌奥 有勢内生活館横高台	真歌有勢内線 (幅員5.0m)	—	—

避難対象地域	避難目標地点 (一時避難場所)	避難路 【資料2】	避難困難地域	緊急避難施設 【資料3】
静内入船町 64世帯 105人	静内真歌奥	豊畑入船線 (幅員7.5m)	—	—
静内古川町 265世帯 438人	静内中野町1丁目奥 (會澤高圧コンクリート静内工場奥)	道道平取・静内線 (幅員16m)	—	静内エクリフホテル ホテルアネックスイン ホテルローレル ピュア 役場(静内庁舎) 青柳町団地 緑町団地
静内海岸町1丁目 27世帯 40人	静内柏台	本町海岸線 (幅員18m) 本町通線 (幅員18m) 山手通線 (幅員16m)	—	本町団地
静内木場町 92世帯 157人	静内柏台	山手通線 (幅員16m)	—	—
静内駒場 77世帯 110人	静内柏台		—	—
静内本町 259世帯 405人	静内柏台 静内中野町1丁目奥 (會澤高圧コンクリート静内工場奥)	本町通線 (幅員18m) 山手通線 (幅員16m) 道道平取・静内線 (幅員16m)	—	本町団地 静内エクリフホテル ホテルアネックスイン ホテルローレル 静内シティホテル 御幸町団地 ピュア 役場(静内庁舎)

避難対象地域	避難目標地点 (一時避難場所)	避難路 【資料2】	避難困難地域	緊急避難施設 【資料3】
静内青柳町 646世帯 1,082人	静内中野町1丁目奥 (會澤高圧コンクリート静内工場奥)	道道平取・静内線 (幅員16m)	—	静内エクリフホテル ホルロール ピュア 役場(静内庁舎) 青柳町団地 緑町団地 旭町団地
静内緑町 841世帯 1,460人	静内中野町1丁目奥 (會澤高圧コンクリート静内工場奥)	道道平取・静内線 (幅員16m)	—	緑町団地 旭町団地
静内神森 83世帯 173人	静内目名		—	—
静内吉野町 229世帯 354人	静内中野町1丁目奥 (會澤高圧コンクリート静内工場奥)	道道平取・静内線 (幅員16m)	—	静内エクリフホテル 役場(静内庁舎) ピュア
静内御幸町 577世帯 953人	静内中野町1丁目奥 (會澤高圧コンクリート静内工場奥) 静内柏台	道道平取・静内線(幅員16m) 柏通線 (幅員16m)	—	静内エクリフホテル ホルロール 御幸町団地 ピュア 役場(静内庁舎)
静内旭町 701世帯 1,437人	静内中野町1丁目奥 (會澤高圧コンクリート静内工場奥)		—	旭町団地
静内中野町 1丁目 196世帯 373人	静内清水丘	第1原条線 (幅員9.5m)	—	—

避難対象地域	避難目標地点 (一時避難場所)	避難路 【資料2】	避難困難地域	緊急避難施設 【資料3】
静内ときわ町 406世帯 692人	静内花園 静内柏台	緑高砂通線 (幅員16m) 高砂2丁目中央線 (幅員16m) 花園1号線 (幅員10.5m) 柏通線 (幅員16m)	—	—
静内こうせい町 366世帯 694人	静内中野町1丁目奥 (會澤高圧コンクリート静内工場奥) 静内清水丘	道道平取・静内線(幅員16m) 第1原条線 (幅員9.5m)	—	—
静内山手町 451世帯 729人	静内柏台	柏通線 (幅員16m)	—	—
静内末広町 330世帯 568人	静内柏台		—	—
静内高砂町1丁目 238世帯 400人	静内柏台 静内花園 静内清水丘	柏通線 (幅員16m) 高砂2丁目中央線 (幅員16m) 花園1号線 (幅員10.5m) 第1原条線 (幅員9.5m)	—	—
三石鳧舞 108世帯 216人	(鳧舞共同墓地) (旧みついし温泉) 本桐奥		—	—

避難対象地域	避難目標地点 (一時避難場所)	避難路 【資料2】	避難困難地域	緊急避難施設 【資料3】
三石東蓬萊 52世帯 95人	(ベセワキ地区神社高台) 三石東蓬萊高台	本町本桐線 (幅員7.5m)	—	—
三石旭町 284世帯 523人	三石旭町高台	旭町3号線 (幅員5.5m)	—	—
三石本町 226世帯 437人	(知恩寺広場) (三石神社境内) 三石本町高台 三石旭町高台	三石小学校線 (幅員7.5m) 旭町3号線 (幅員5.5m)	—	—
三石港町 115世帯 220人	(伊藤佳一宅裏高台) (中村義道宅裏高台) (中村勝之宅裏高台) (池田肇宅裏高台) (知恩寺広場) (三石神社境内)		—	—
三石越海町 38世帯 83人	(荷ノ越川河川横高台) (木島明美宅裏高台)		—	—
三石西端 1世帯 1人	アベドライブイン奥 静内東別奥【三石西端】	西端4号線 (幅員2.5m) 道道西端・春立線 (幅員9.3m)	—	—
三石美野和 57世帯 117人	本桐市街地方面 浦河方面	美野和中央線 (幅員8.0m)	—	—
三石西蓬萊 15世帯 25人	三石豊岡奥 三石旭町高台	道道富沢日高 三石停車場線 (幅員7m) 旭町西蓬萊線 (幅員5.5m)	—	—

第3章 初動体制

1 災害応急体制

災害の発生が予想される場合または災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、新ひだか町地域防災計画第2章「防災組織」に基づく、配備体制をとるものとする。

(1) 配備基準

区分	体制	配備基準	配備内容
災害対策本部の設置前	準備体制 (第1配備)	1 町内に震度4の地震が発生したとき 2 沿岸に「津波注意報」が発表されたとき	災害の状況等により必要と認める人員で、更に次の配備に移れる体制
	警戒体制 (第2配備)	1 町内に震度5弱の地震が発生したとき 2 沿岸に「津波警報」が発表されたとき	災害の状況等により必要と認める人員で、災害の発生と同時にそのまま非常活動を開始できる体制
災害対策本部の設置後	非常体制 (第3配備)	1 町内に震度5強以上の地震が発生したとき 2 沿岸に「大津波警報」が発表されたとき	災害の状況等によりそれぞれの災害応急活動ができる体制

備考：災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(2) 連絡・参集体制

平常執務時及び休日または退庁後の配備体制の伝達系統は、【資料4】とする。

2 津波情報等の収集・伝達

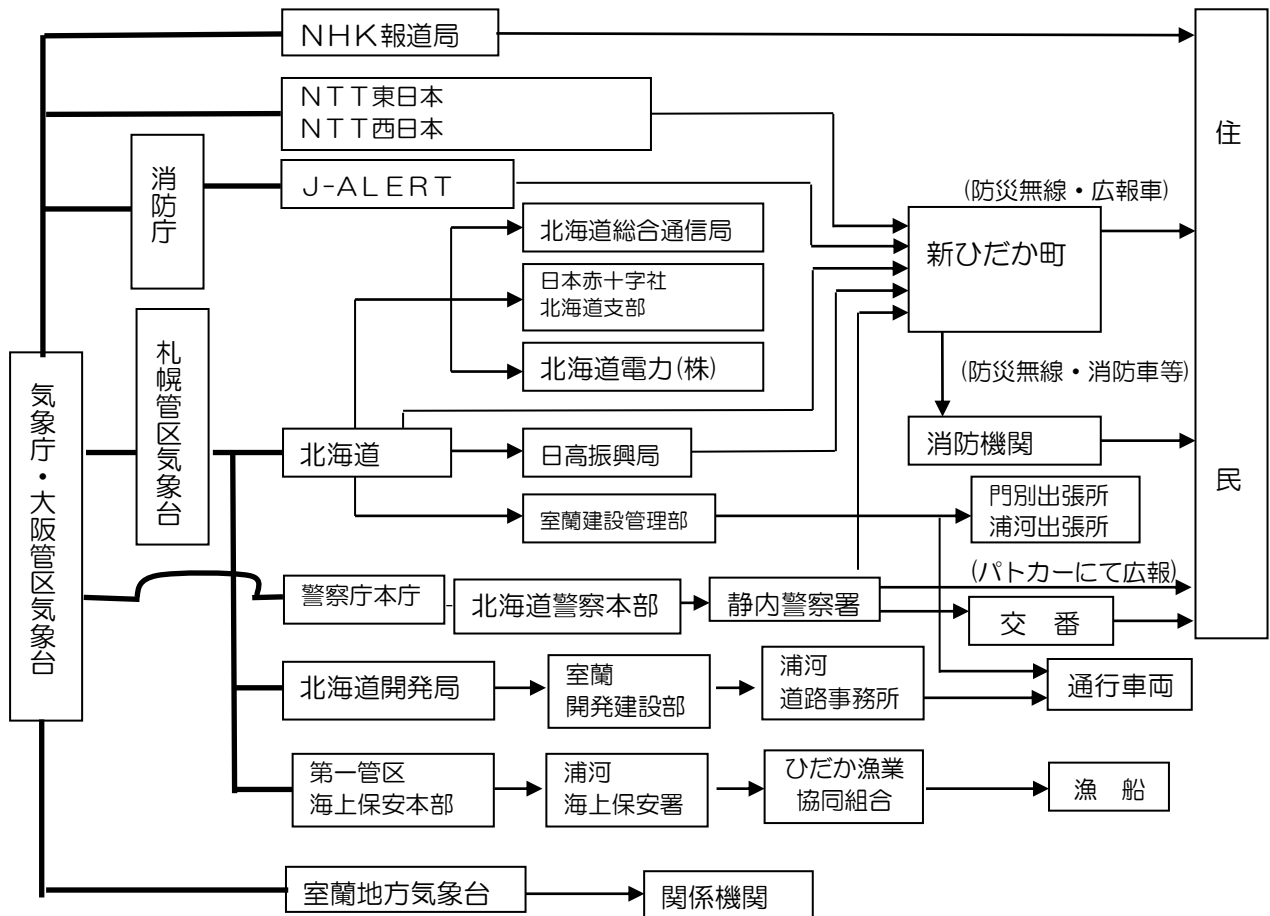
(1) 津波情報等の収集

地震発生後の津波襲来監視については、現地での監視にあたる職員の安全を十分確保した監視体制のもと実施する。また、気象庁等が発表する潮位観測情報も活用する。

監視等位置	区分	実施機関
静内漁港を眺望する高台	海面監視	新ひだか町
春立漁港を眺望する高台	海面監視	新ひだか町
三石漁港を眺望する高台	海面監視	新ひだか町

(2) 津波情報等の伝達

津波情報等の伝達系統及び伝達方法は、次のとおりとする。



- ・消防機関は「大津波警報」が発表された場合には、防災行政無線を活用し、直ちにサイレンを吹鳴するものとする。(3秒吹鳴(2秒休止)×3回)
- ・新ひだか町から一般住民等に対するの周知・伝達は、防災行政無線及び携帯電話等のエリアメール、緊急速報メールを活用し伝達を図る。

第4章 避難指示の発令

津波被害の切迫した危険から住民等を安全な場所へ避難させるため、避難指示を発令する。

1 発令基準

種別	基準
(自主避難)	・強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時で必要と認められる場合
避難指示	・「津波注意報」が発表されたとき

避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波警報」が発表されたとき ・津波による家屋の破壊、浸水等の恐れがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
	<ul style="list-style-type: none"> ・「大津波警報」が発表されたとき ・津波による家屋の破壊、浸水等の恐れがあり、付近住民に生命の危険が目前に切迫しているとき

2 発令者・発令時期

緊急避難を必要と認めた場合、次の者は避難指示を行う。

(1) 町長

避難が必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

(2) 知事

災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施しなければならない。

(3) 警察官または海上保安官

町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる。

また警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがある場合、及び特に急を要する場合については、必要な措置をとることができる。

3 伝達方法

津波に関する情報は、防災行政無線（サイレン吹鳴含む。）及び携帯電話等のエリアメール、緊急速報メールを活用し伝達する。なお、町及び消防機関、警察署の広報車による巡回等については、津波警報の発令及び津波の到達時間の状況に応じ実施する。

第5章 津波対策の教育・啓発

町は道、防災関係機関、教育委員会、自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、津波に関する防災上の必要な防災教育及び避難意識向上のための啓発を行い、津波に対する防災意識の向上を図る。

1 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震・津波が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。また、町職員として備えておくべき防災知識や心構えなどを確実に習得させるため、各種の研修等を通じて防災教育を行う。

2 住民等に対する教育と啓発

津波発生時においては原則、住民等は自らが「自分の命は自分で守る」という意識と行動が重要であることから、町は道や防災関係機関と連携して、住民等が的確な判断に基づき行動できるよう、津波に対する正しい知識を知り、災害に遭遇した時の対応の仕方など、いざという時に役立つ防災知識の普及を図る。

3 児童、生徒等に対する教育

教育委員会は児童、生徒に対し、学校教育を通じて、学年に応じた津波に関する知識や避難の方法等、津波防災教育の推進を図る。

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

町は道や防災関係機関と連携し、防災上重要な施設の管理者に対する教育の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町等が実施する研修に参加するよう努める。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町は道及び北海道警察と連携し、運転免許証更新時等の各種講習や広報誌等により、地震発生時における自動車運転者がとるべき事項に係る教育・広報の推進を図る。

6 自主防災組織の育成

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、町は自治会等を単位とする自主防災組織の結成促進に努める。

第6章 津波避難訓練の実施

1 避難訓練の実施

町及び防災関係機関等は、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために毎年、津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努め、訓練時においては、訓練内容、方法及び問題点の検証を行う。実施時期については、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期・夜間等の実施についても配慮する。

2 避難訓練の内容

町は道、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携して、住民等の避難訓練のほか次のような具体的かつ実践的な訓練を実施する。

- (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 災害時要支援者等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報時等の住民等への情報伝達及び被害情報収集訓練
- (4) 必要な情報（災害の状況、避難状況等）に関する道及び防災関係機関への伝達訓練

第7章 積雪・寒冷地対策

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪、なだれ等に対する避難対策は、新ひだか町地域防災計画第4章第1節第9「雪害の予防」に基づき、防災関係機関がそれぞれ連携を図りながら、次のとおり行う。

1 関係機関との連携

内 容	担 当
1 気象情報の収集	総務課
2 交通、通信、送電の確保	建設課、胆振総合振興局室蘭建管理部門別出張所・浦河出張所、室蘭開発建設部浦河道路事務所、静内警察署、N T T東日本(株)北海道支店、北海道電力ネットワーク(株)
3 なだれ防止	建設課、農政課、水産林務課、胆振総合振興局室蘭建管理部門別出張所・浦河出張所、室蘭開発建設部浦河道路事務所
4 排雪	建設課、胆振総合振興局室蘭建管理部門別出張所・浦河出張所、室蘭開発建設部浦河道路事務所
5 積雪時における消防対策	消防機関
6 孤立地域に対する対策	総務課
7 雪に強いまちづくりの推進	建設課、総務課、福祉課
8 寒冷対策の推進	総務課、福祉課、生活環境課

2 気象情報の収集

気象官署の発する予警報及び情報等を収集するとともに、必要な警戒体制を整えて、雪害に対処するものとする。

3 冬期道路交通の確保

各防災関係機関が所管する道路の除雪体制を確認し、積雪期における避難路、避難所の確保に努める。

4 避難環境の確保

町は、避難所を開設した場合には当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。特に冬期における暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとし、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

5 緊急通信ネットワークの確保

有線電話による通信手段が途絶した場合における被害状況の把握や災害対策については、新ひだか町地域防災計画第3章第1節第8「情報通信の整備」に定めるところによる。

6 雪崩対策

関係機関は、住民に被害を及ぼすおそれのある雪崩発生予想箇所を把握し地域住民に周知するなど必要な措置を講じ、緊急点検体制、応急対策の実施方法、避難所への適切な避難誘導等の確認をする。

7 救助・救出体制の強化

冬期間の降雪時に災害が発生した場合における救助、救出を想定し、防災関係機関の体制や窓口、除雪機械の緊急出動要請手順等の確認を行う。

第8章 その他の留意点

1 観光客等の避難対策

観光客等の避難誘導については、観光協会等を通じてホテル、旅館などに防災マップを配布し、観光客等へ周知する。また、自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織は、避難指示があった場合には、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部等の指に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

2 災害時要支援者の避難対策

町は災害時要支援者の現状把握に努めるとともに、避難支援者における安全策を含めた避難対策を講じる。

(1) 安否の確認

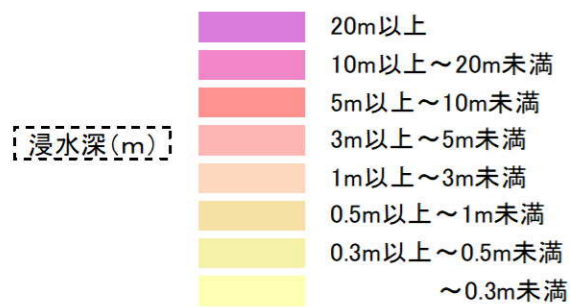
災害時要支援者の安否の確認については、避難支援者や自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員及びボランティアの協力のもと速やかに行うよう努める。

(2) 避難支援

災害時要支援者の避難誘導や救助にあたっては、津波到達予想時間等を考慮しながら、安全かつ迅速に避難できるよう努める。

- 〔留意事項〕
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深等は、局所的な地面の凹凸や構造物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件の差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 地震の震源が想定より陸域に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があります。
 - 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。
 - 津波は自然現象であることから、想定には不確実性を伴います。また、今回想定は、限られた条件設定のもと想定したもので、条件設定（路面凍結や河川流量、構造物の破壊状況）の違いによる不確実性を含むものであるため、今回想定した津波高等はある程度幅を持っており必ずしも今回の想定結果とおりにはならず、場合によってはこれを超えることもあり得ることに注意する必要があります。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

凡 例



●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間 ±20cm	+20cm	(参考)	
〇.〇m	〇〇分	〇〇分	第1波	最大波
〇.〇m	〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分

※図2参照
 ±0.2m : 津波影響開始時間
 第1波 : 津波第1波到達時間
 最大波 : 最大津波到達時間

※注1 各種高さの模式図 (図1参照)

最大水位は、代表地点周辺における最高の津波高さ（標高）です。
 浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
 浸水域は、海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域です。

※注2 津波影響開始時間と津波到達時間 (図2参照)

津波影響開始時間は、地震による地盤沈下に伴い低下した地震発生直後の海面（初期水位）に、±20cmの変動が生じるまでの時間。
 地震発生から、海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。
 なお、最大波は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 また、実際の津波到達予想時間はこれよりも早くなる場合もあります。

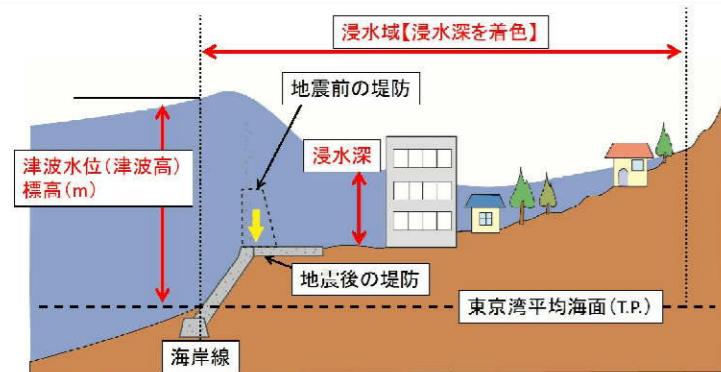
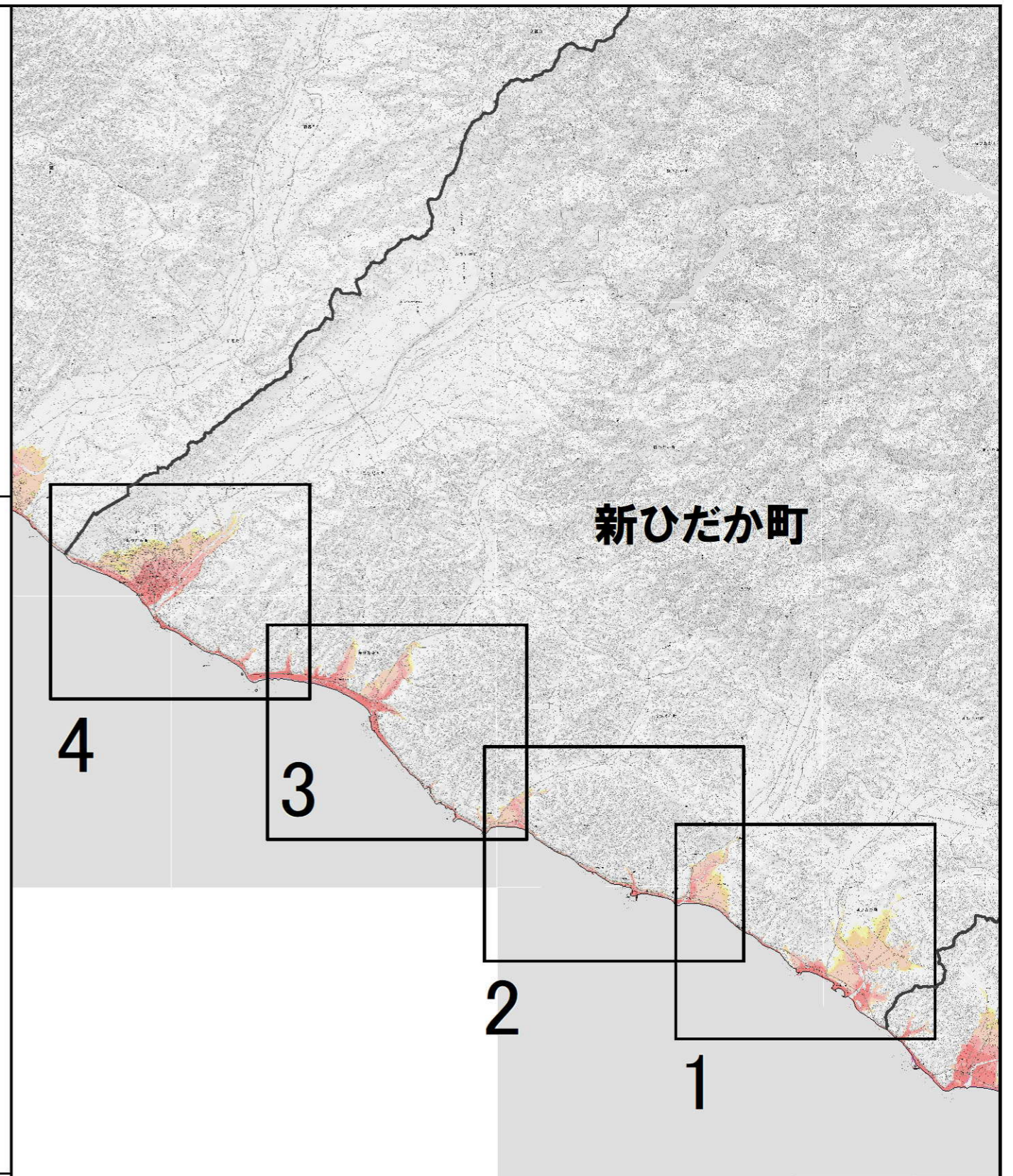
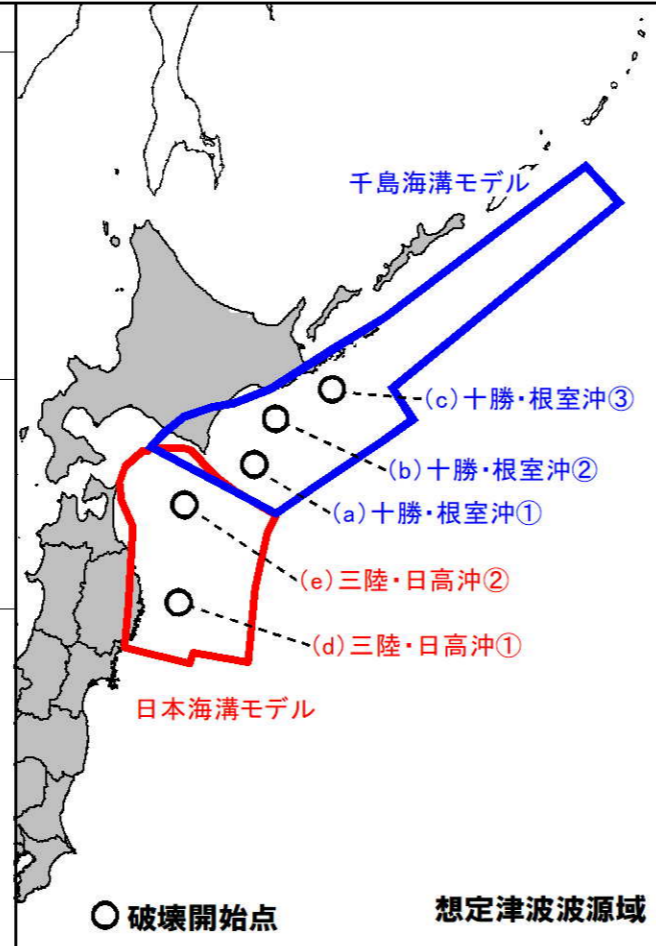


図1 各種高さの模式図

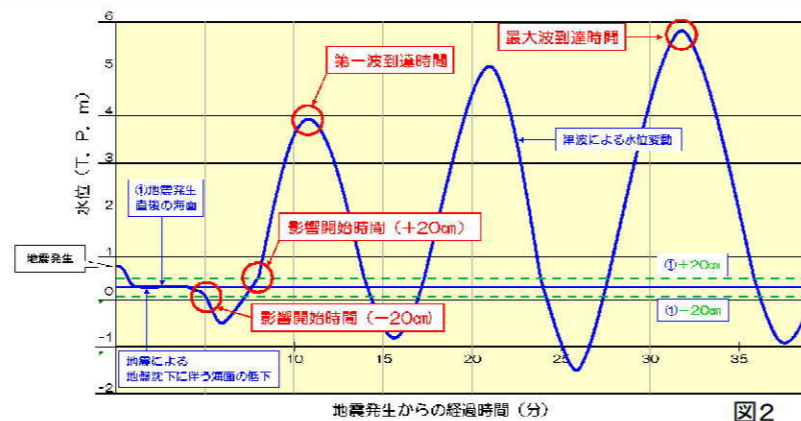
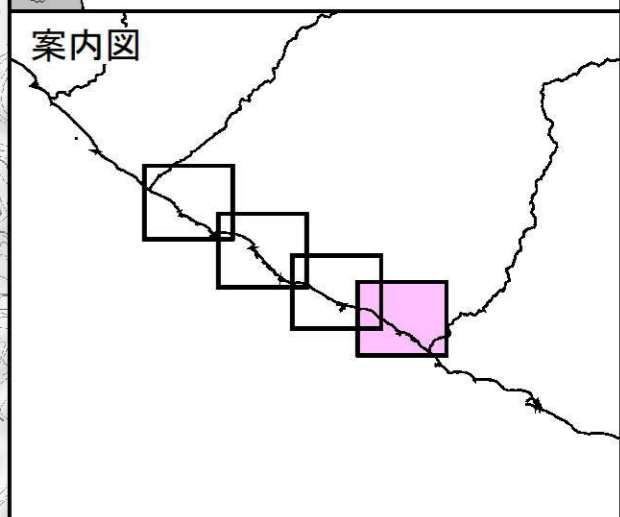
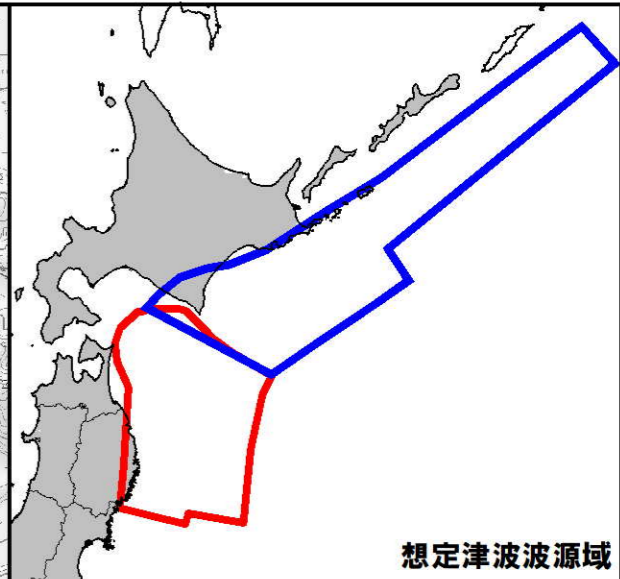
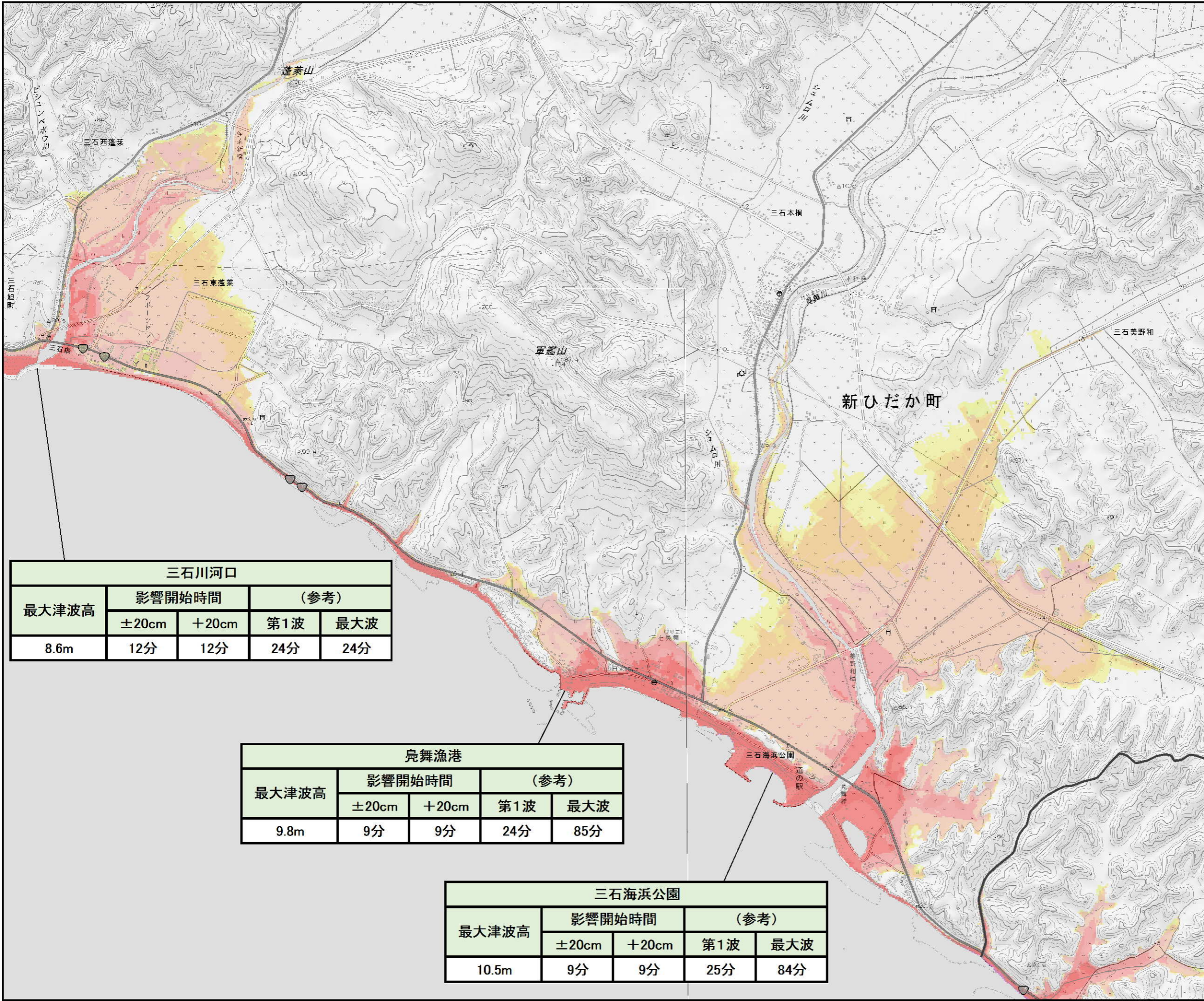


図2



三石川河口				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
8.6m	12分	12分	24分	24分

亮舞漁港				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
9.8m	9分	9分	24分	85分

三石海浜公園				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
10.5m	9分	9分	25分	84分

凡例

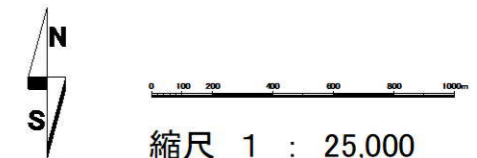
〔浸水深(m)〕

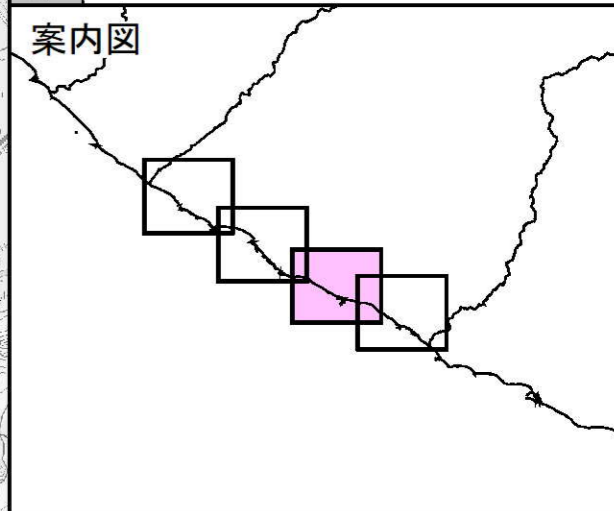
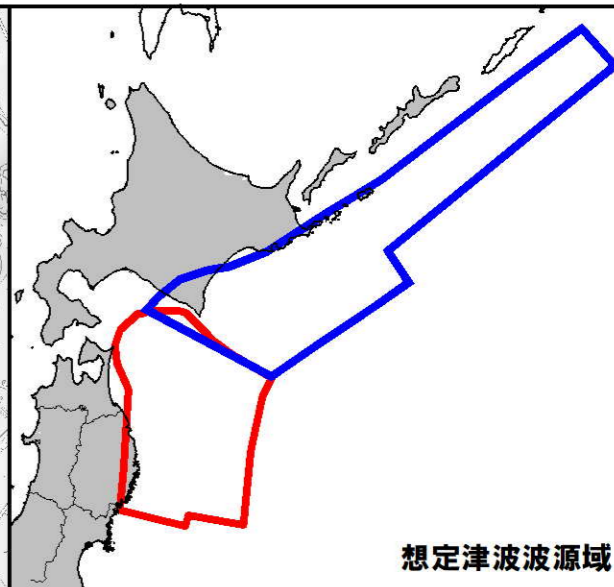
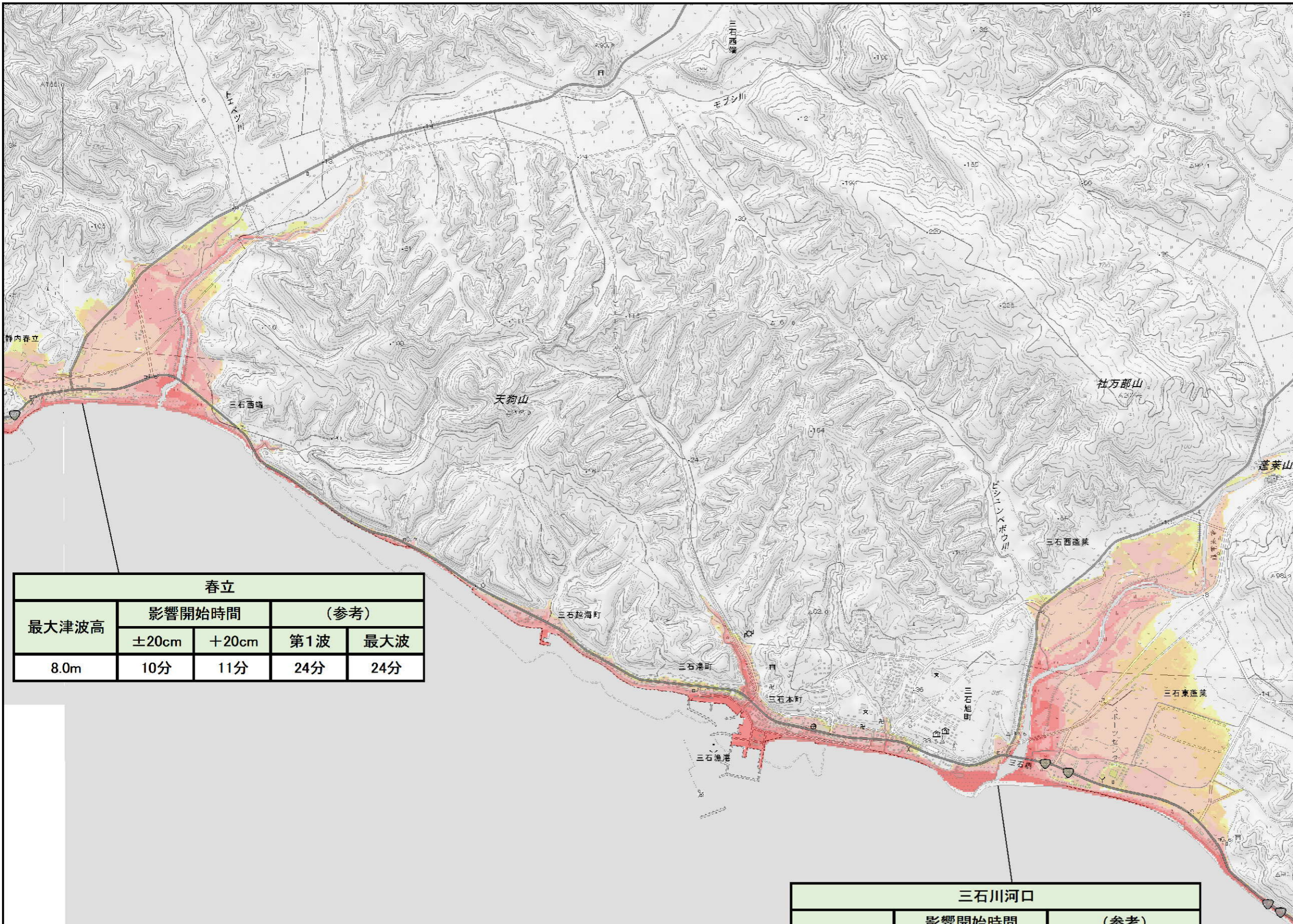
- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
0.0m	00分	00分	00分	00分

※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。





春立				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
8.0m	10分	11分	24分	24分

三石川河口				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
8.6m	12分	12分	24分	24分

凡例

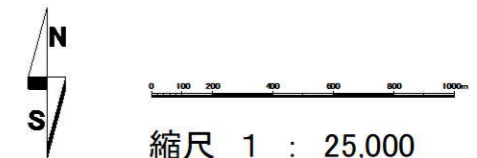
〔浸水深(m)〕

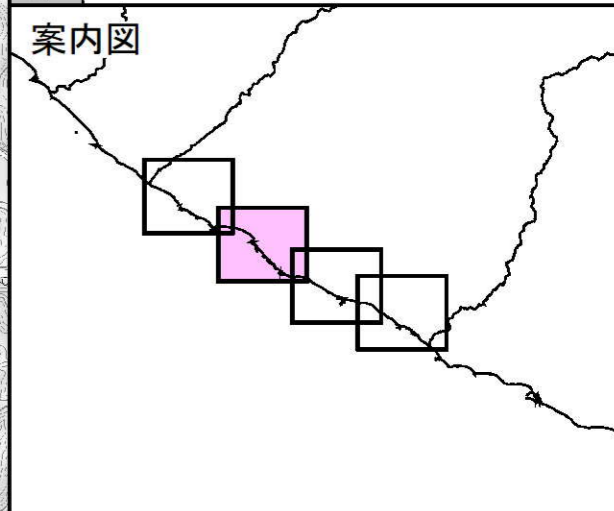
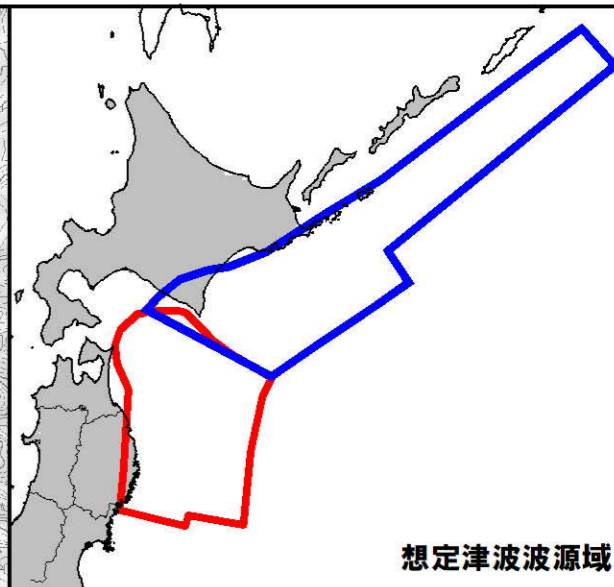
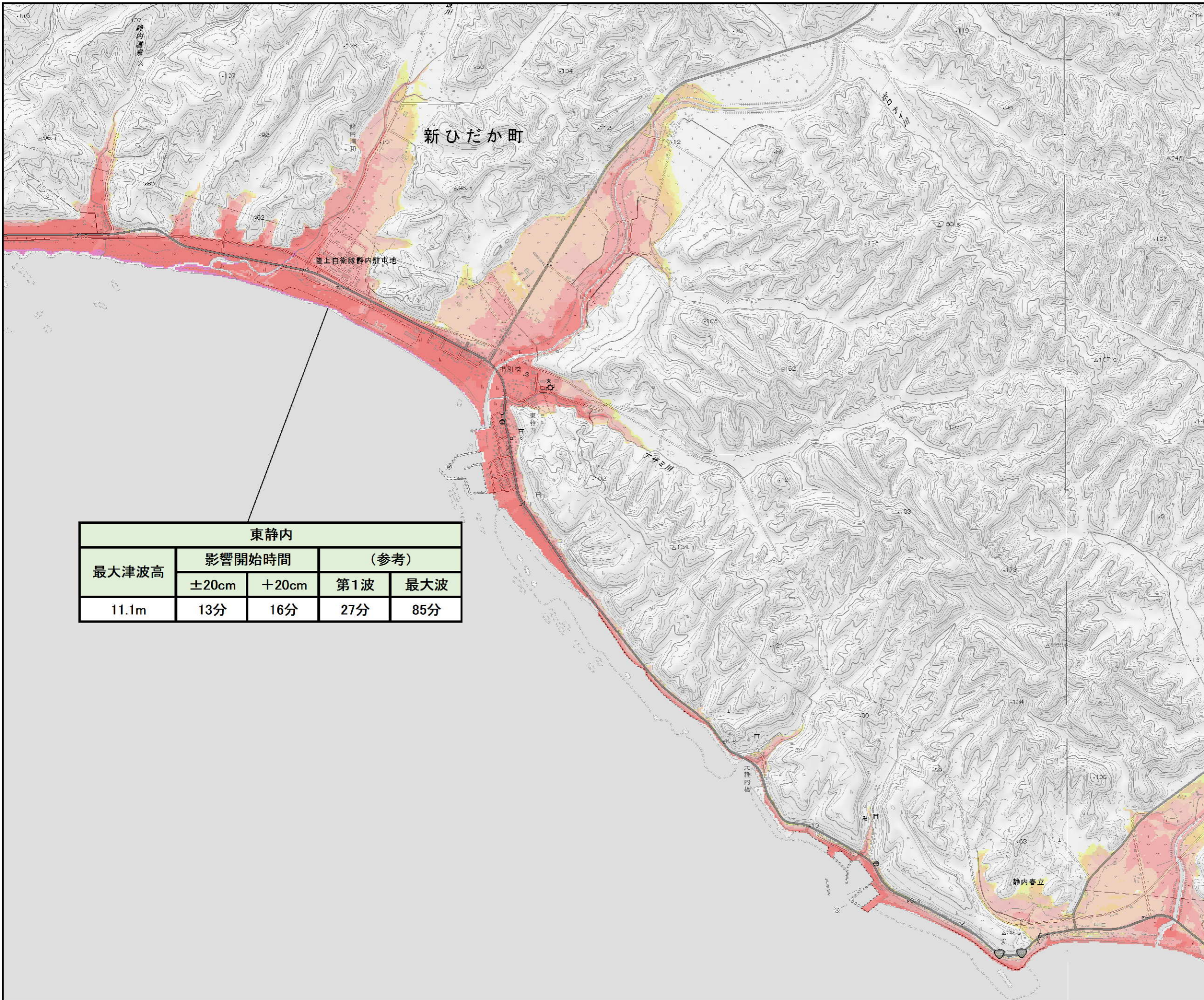
- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
0.0m	00分	00分	00分	00分

※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。





東静内				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
11.1m	13分	16分	27分	85分

凡例

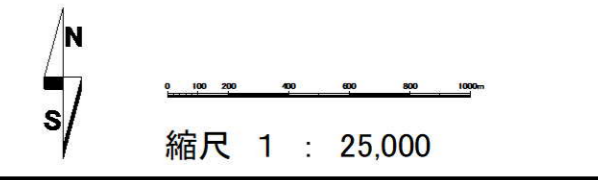
[浸水深(m)]

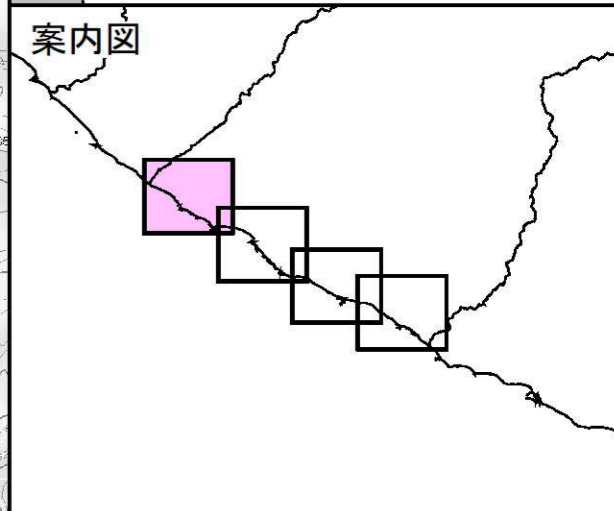
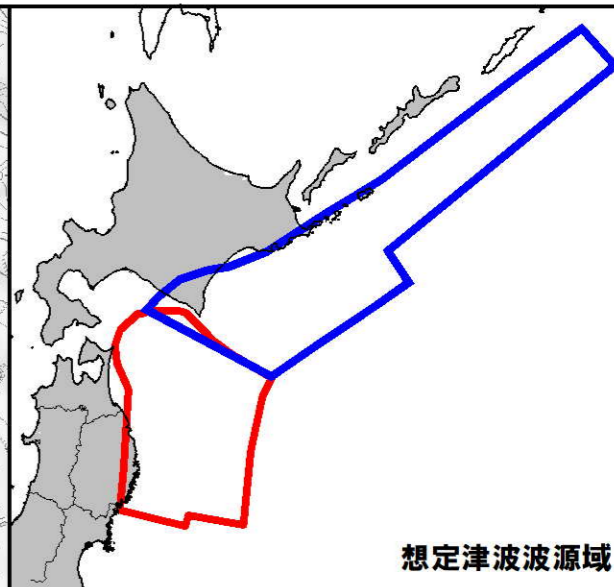
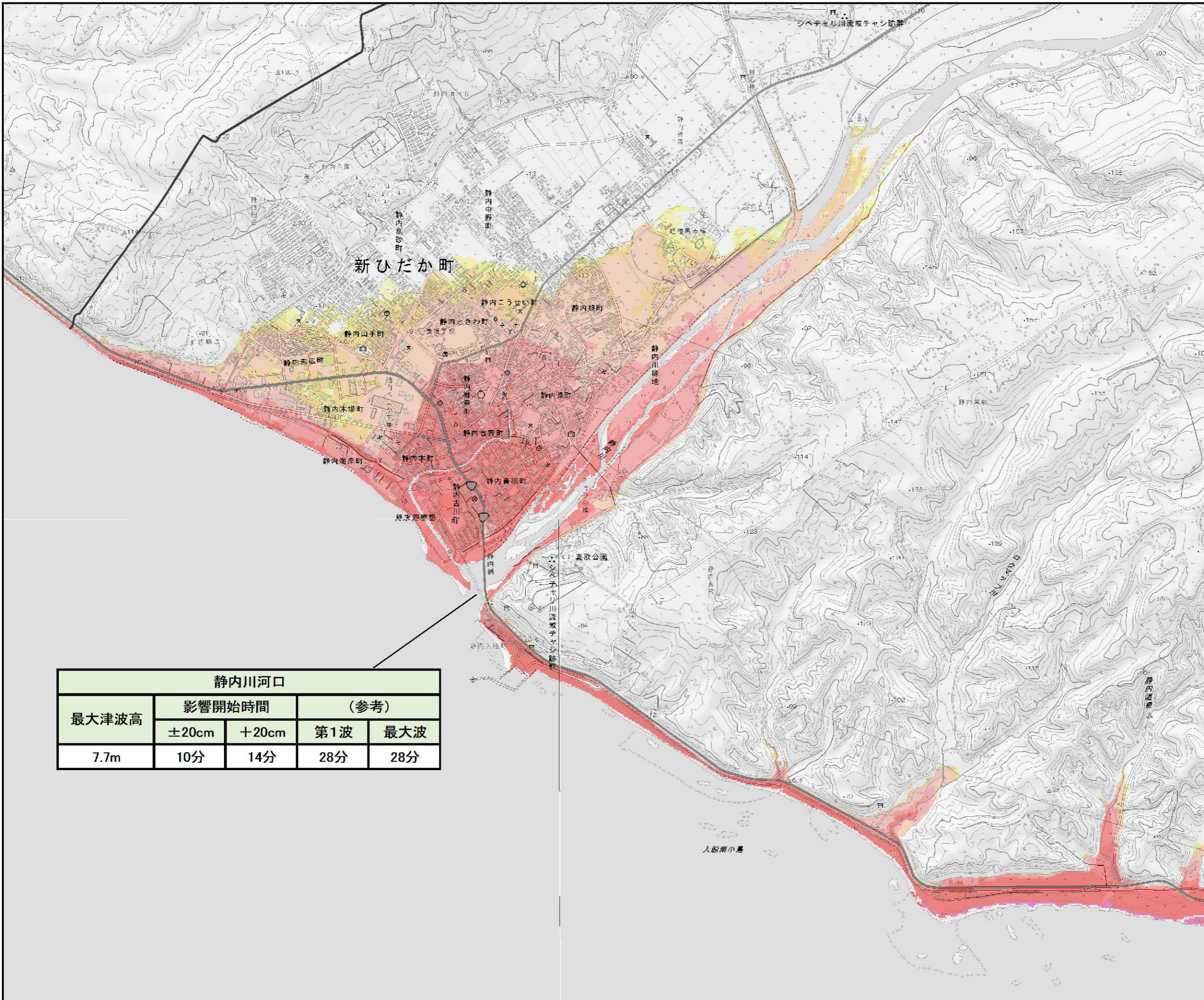
- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
○.○m	○○分	○○分	○○分	○○分

※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。





静内川河口				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
7.7m	10分	14分	28分	28分

凡例

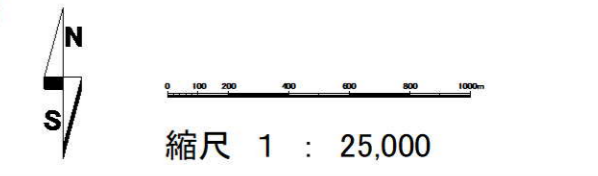
[浸水深(m)]

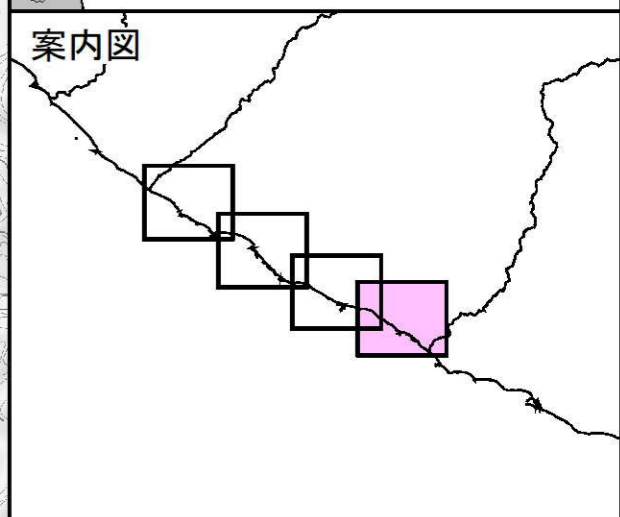
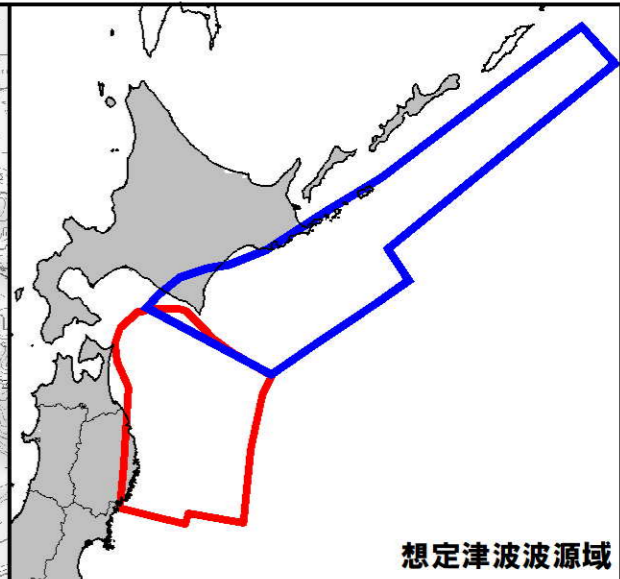
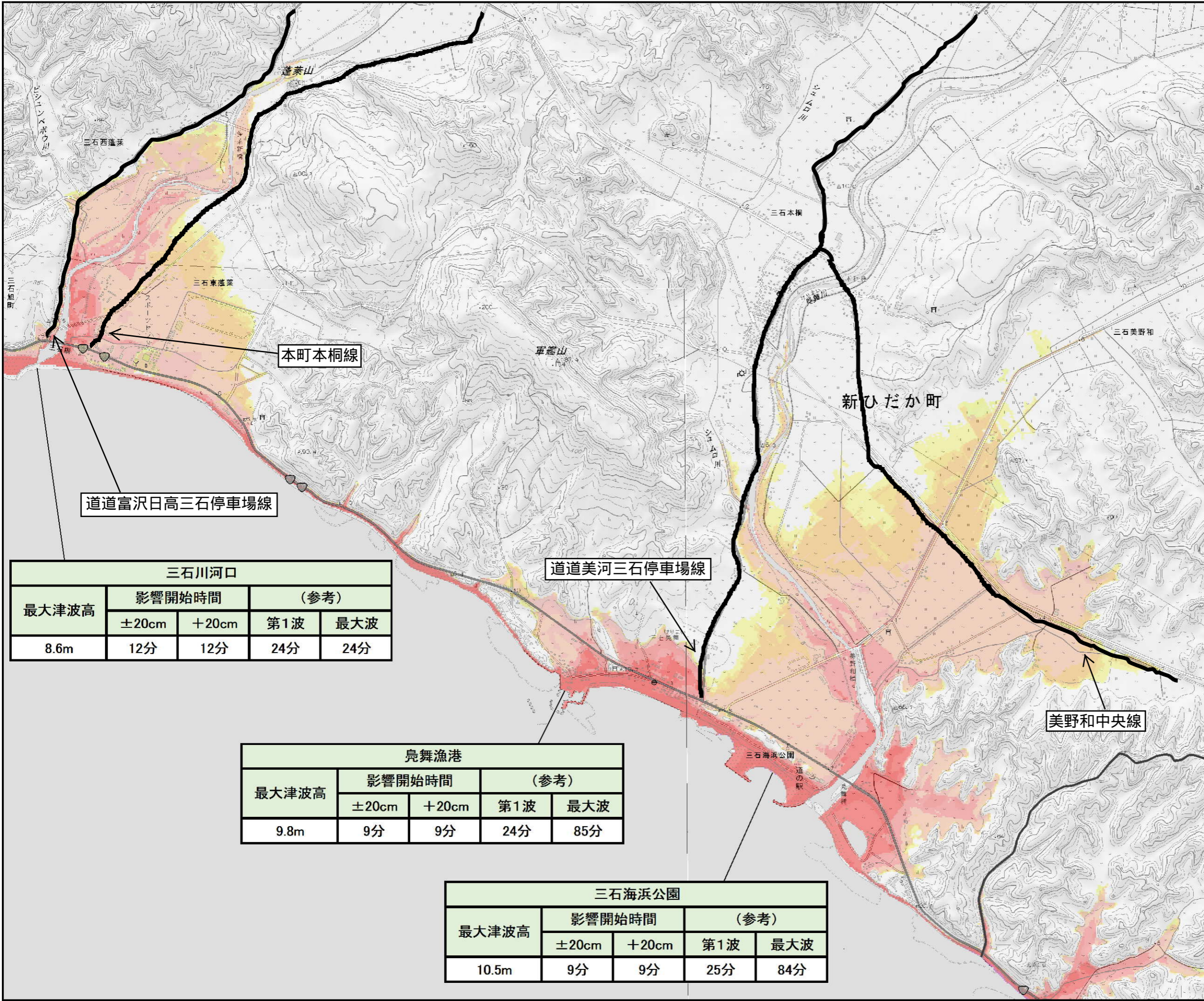
- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
0.0m	00分	00分	00分	00分

※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。





三石川河口				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
8.6m	12分	12分	24分	24分

亮舞漁港				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
9.8m	9分	9分	24分	85分

三石海浜公園				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
10.5m	9分	9分	25分	84分

凡例

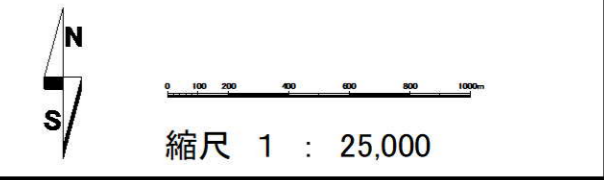
[浸水深(m)]

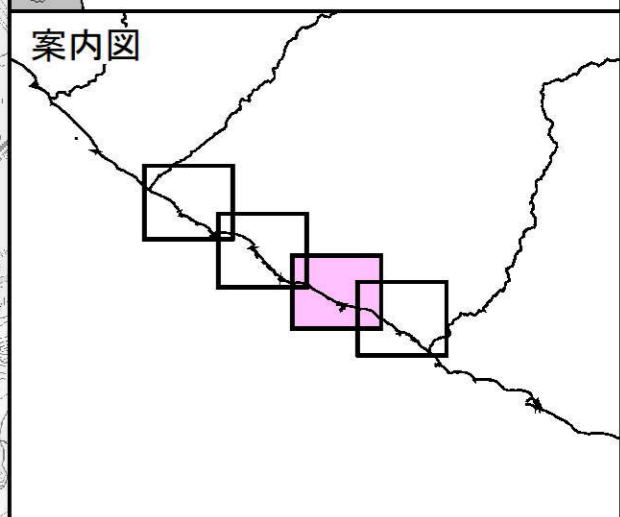
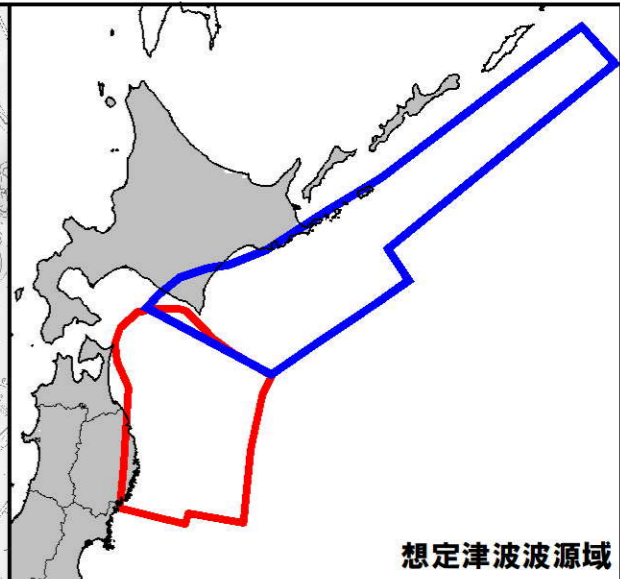
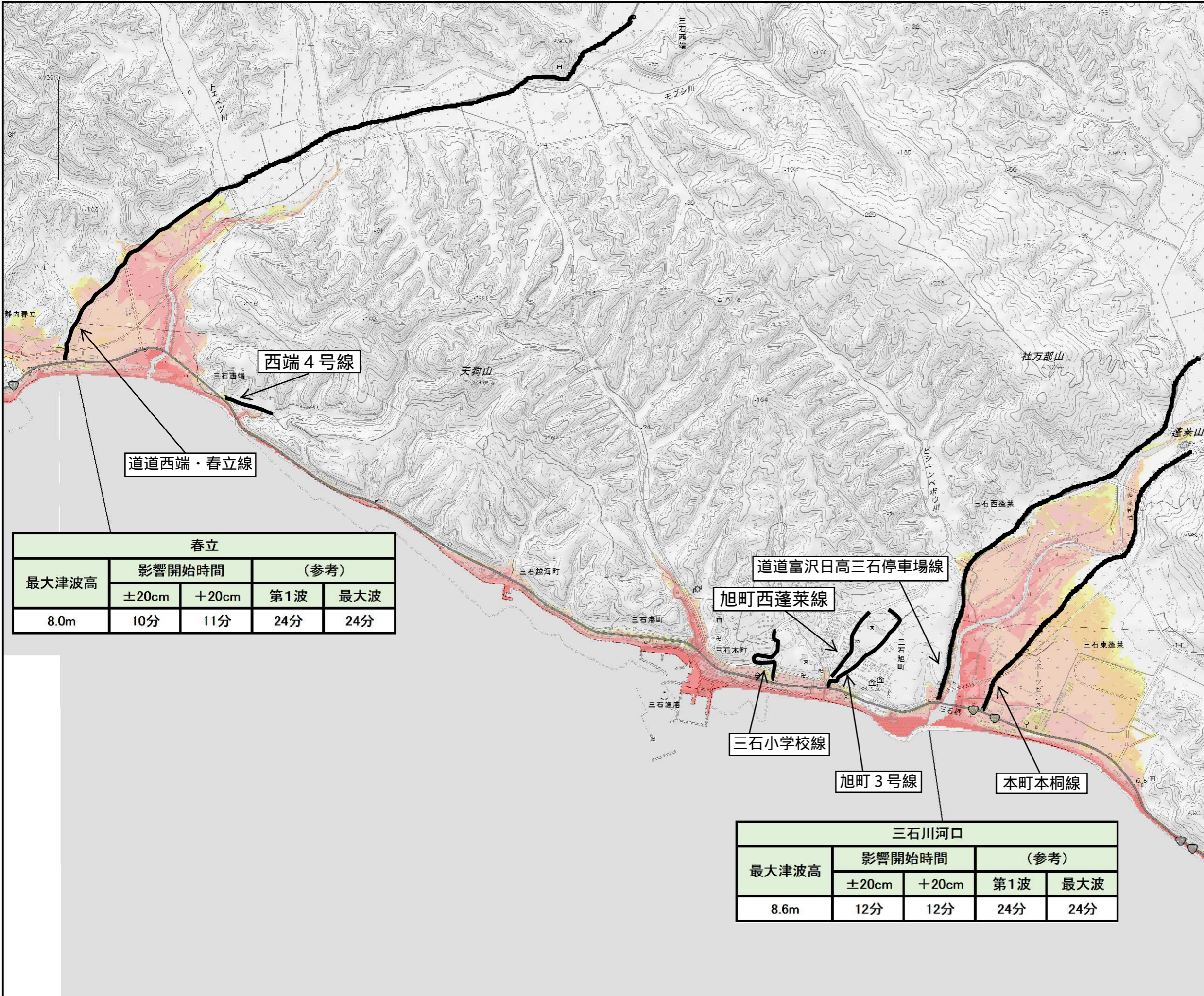
- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
0.0m	00分	00分	00分	00分

※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。





春立				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
8.0m	10分	11分	24分	24分

三石川河口				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
8.6m	12分	12分	24分	24分

凡例

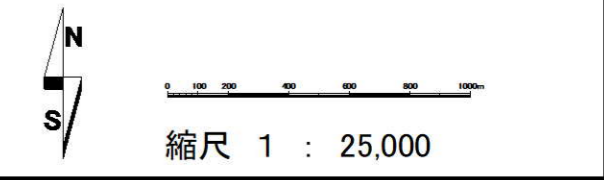
[浸水深(m)]

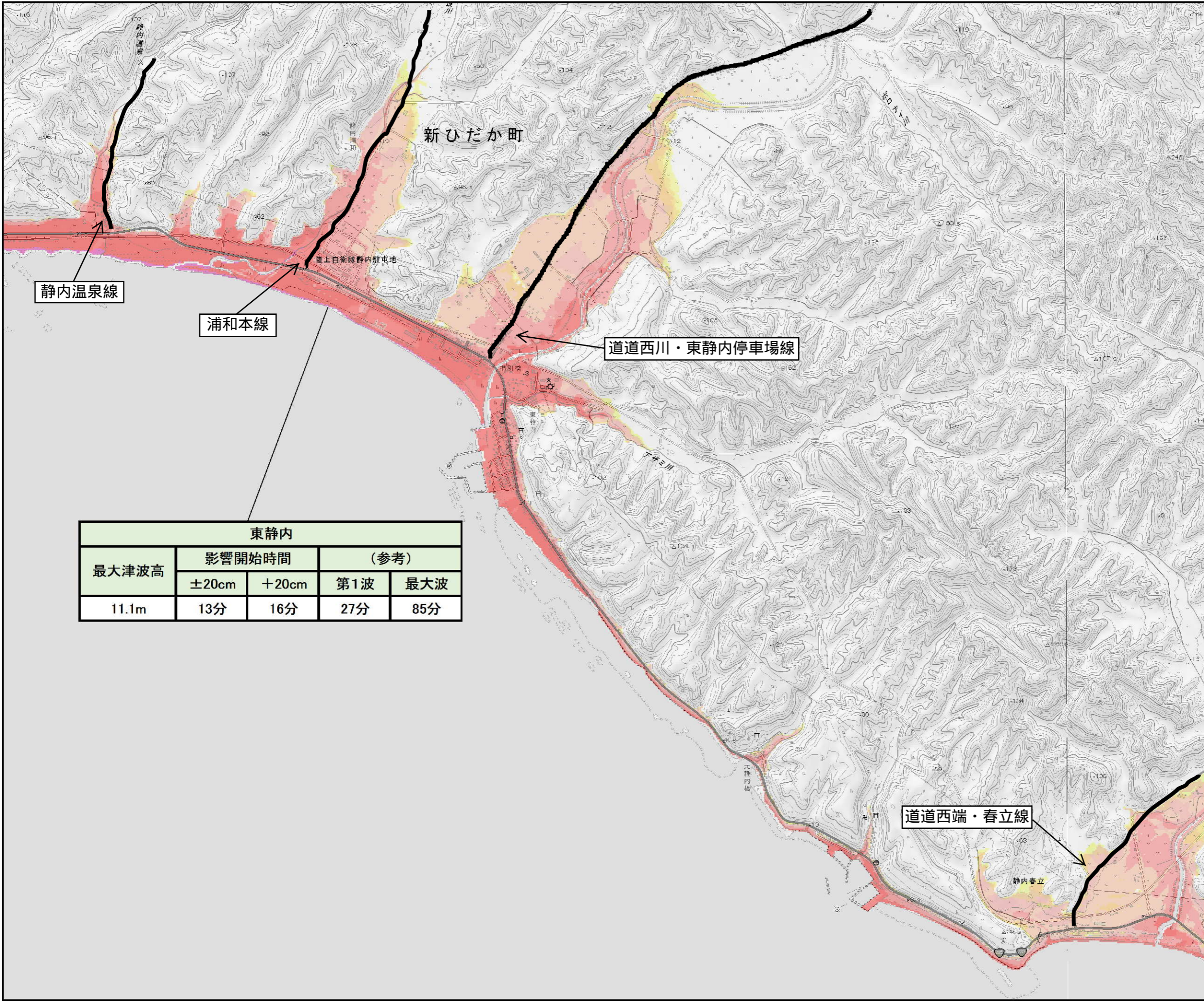
- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
0.0m	00分	00分	00分	00分

※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。





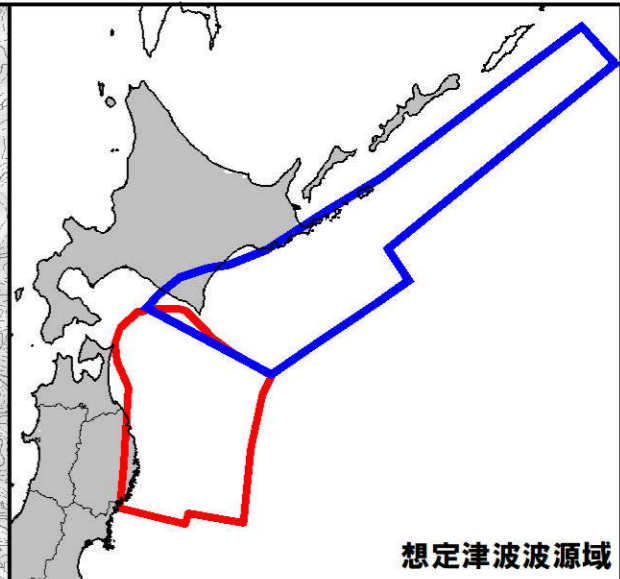
静内温泉線

浦和本線

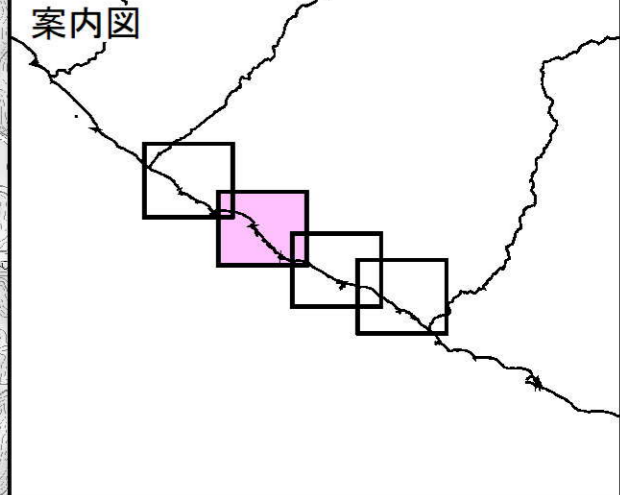
道道西川・東静内停車場線

道道西端・春立線

東静内				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
11.1m	13分	16分	27分	85分



想定津波波源域



案内図

凡例

〔浸水深(m)〕

- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

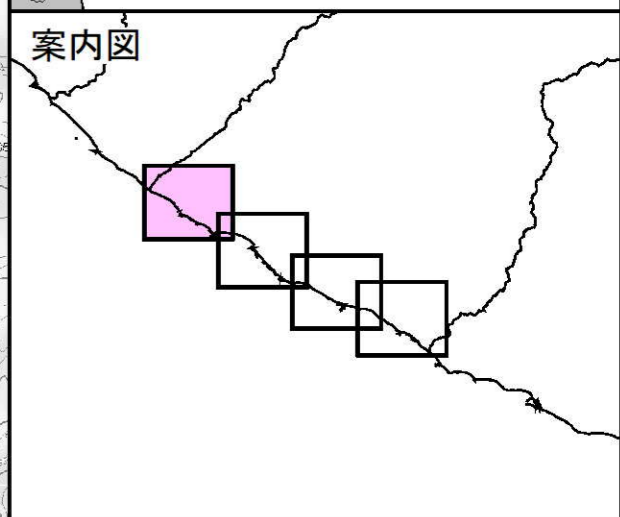
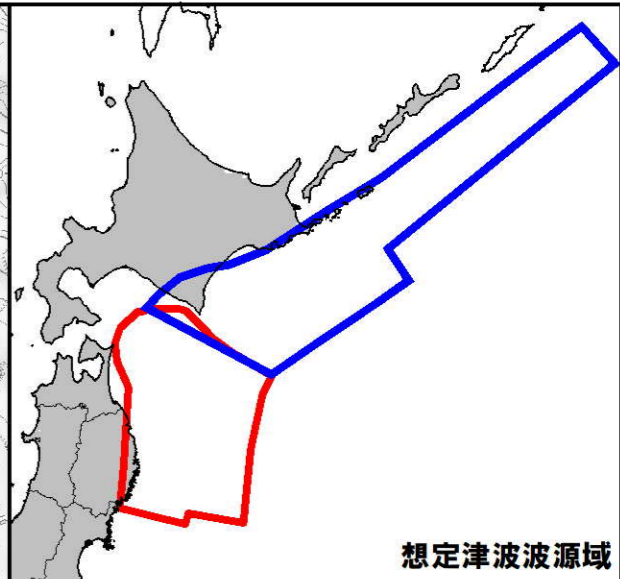
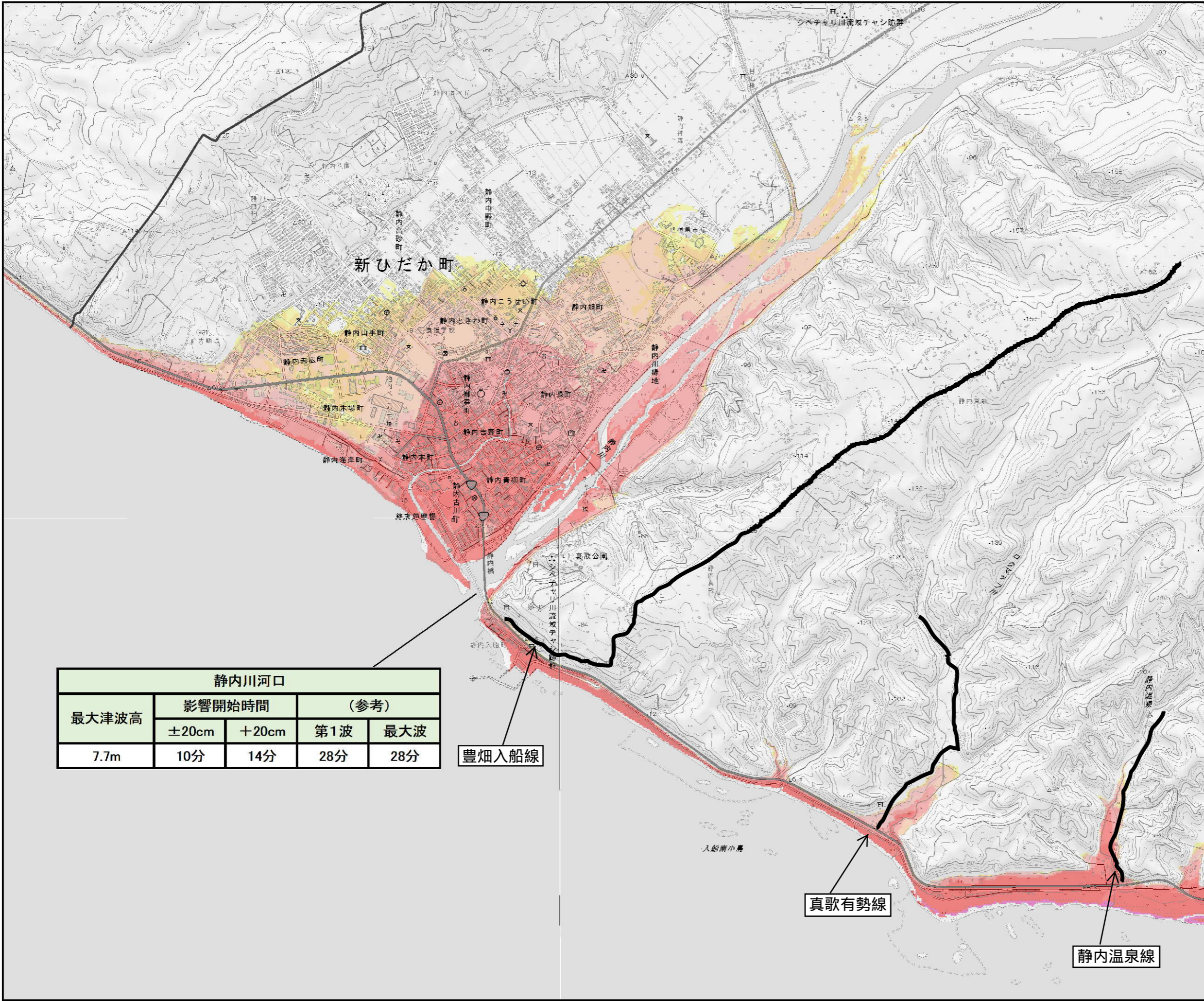
●代表地点周辺で予測される津波諸元

最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
0.0m	00分	00分	00分	00分

※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。



縮尺 1 : 25,000



凡例

〔浸水深(m)〕

- 20m以上
- 10m以上～20m未満
- 5m以上～10m未満
- 3m以上～5m未満
- 1m以上～3m未満
- 0.5m以上～1m未満
- 0.3m以上～0.5m未満
- ～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名				
最大津波高 (T.P.m)	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
0.0m	00分	00分	00分	00分

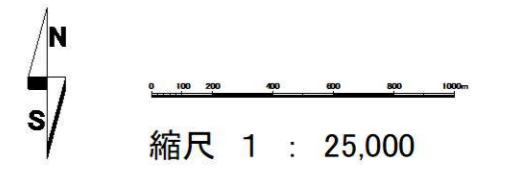
※代表地点の津波諸元は、全ケースで元も大きくなる最大津波高、最短の到達時間となる諸元を表示。

静内川河口				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
7.7m	10分	14分	28分	28分

豊畑入船線

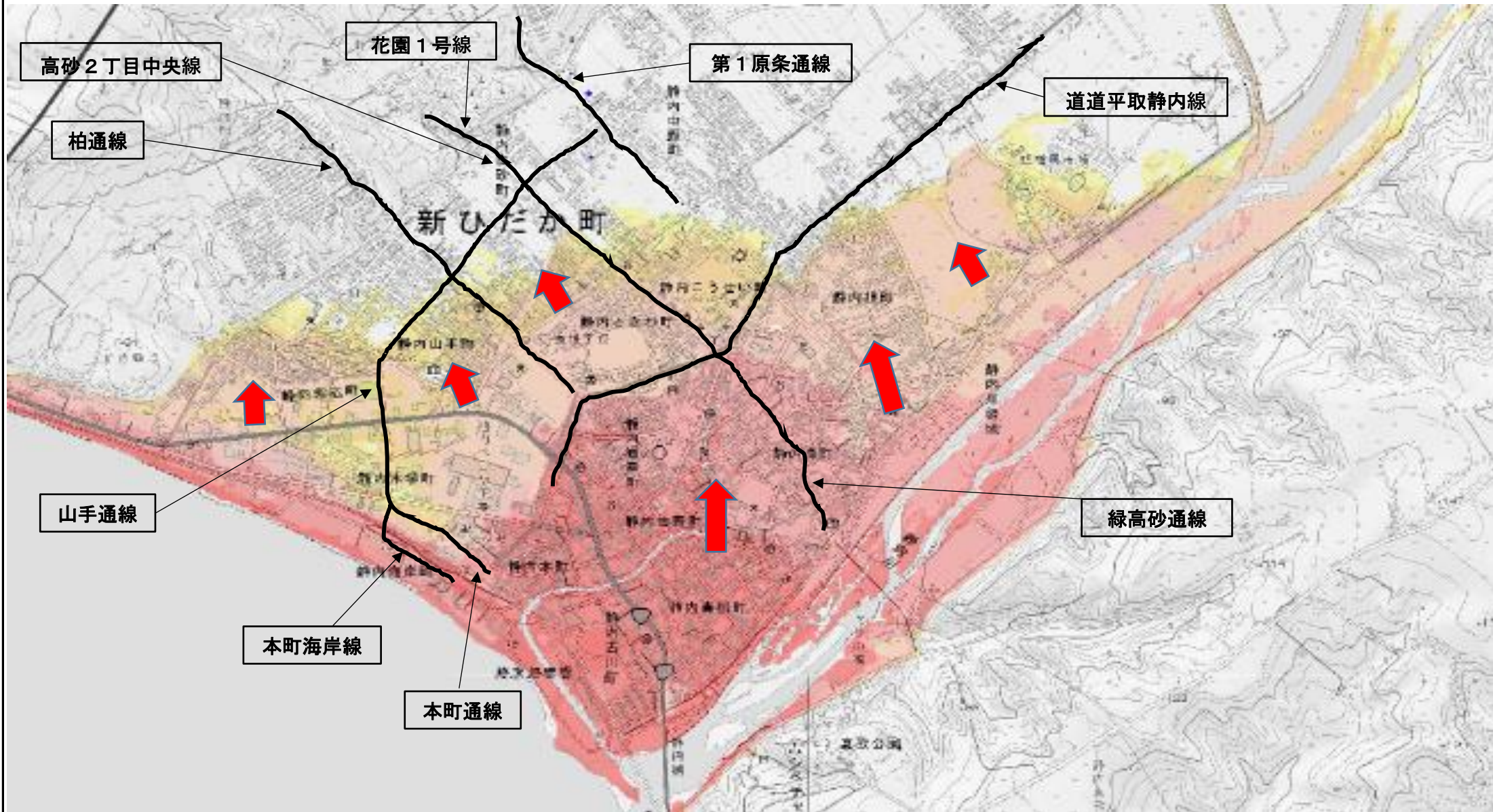
真歌有勢線

静内温泉線



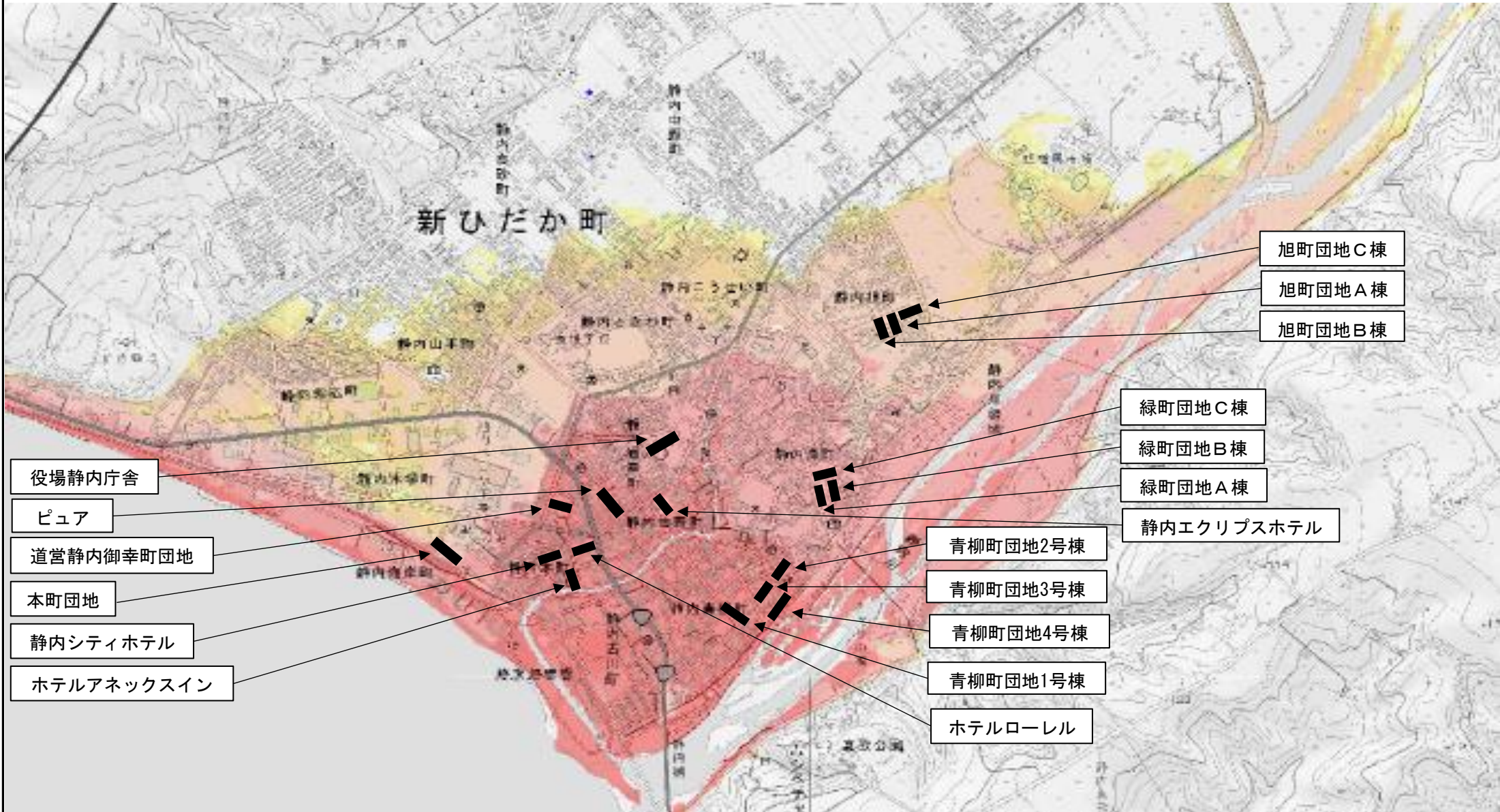
静内市街地 避難路

【資料 2】



静内市街地 緊急避難施設

【資料3】



別表 4 伝達系統図

災害・気象予報警報

